

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

ページ

- 災害等廃棄物処理の事務の受託の廃止 (循環型社会推進課) 一
- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者) (農林水産経営支援課) 一
- 家畜伝染病の発生 (畜産課) 二
- 道路の区域変更 (道路課) 二
- 道路の供用開始 (同) 二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 二
- 土地区画整理組合の解散の認可 (都市計画課) 三
- 土地改良区の定款変更の認可 (大河原地方振興事務所) 三
- 土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 三
- 開発行為に関する工事の完了(三件) (建築宅地課) 三
- 不在者投票を管理すべき施設の指定等について (監査委員) 四
- 包括外部監査人の監査の事務の補助 四
- 宮城県告示第七百三十二号  
県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第二項の規定により、気

## 告 示

仙沼市からの災害等廃棄物処理の事務の受託を平成二十七年七月三十一日をもって廃止する。

平成二十七年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百三十三号  
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十七年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十七年 九月四日	塩竈市 浦戸	午前十時三十分から 正午まで	浦戸諸島開発総合センター
九月七日	塩竈市 仲卸市場	午前八時三十分から 正午まで	塩竈水産物仲卸市場南側入口
九月八日	塩竈市 仲卸市場	午前八時三十分から 正午まで	塩竈水産物仲卸市場南側入口
九月九日	塩竈市 全区域	午前十時から 午後二時三十分まで	塩釜ガス体育館(塩竈市体育館)
九月十日	塩竈市 全区域	午前十時から 午後二時三十分まで	塩釜ガス体育館(塩竈市体育館)
同 九月十日	塩竈市 全区域	午前十時から 午後二時三十分まで	塩釜ガス体育館(塩竈市体育館)
同 九月十一日	塩竈市 全区域	午前十時から 午後二時三十分まで	塩釜ガス体育館(塩竈市体育館)

### ○宮城県告示第七百三十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十七年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市、南三陸町区域(宮城県)	総トン数十トン未満の漁船により操縦受網	平成二十七年七月八日	気仙沼市本吉町小金沢千葉隆 本吉郡南三陸町歌津字	漁業災害補償 法施行令(昭和二十九年政令第二百九十	六人

漁業協同組合の唐桑支所、気仙沼支所、大谷本吉支所、津支所、及び志津川支所(支所)の地	を 使用して こ んまをと るこ とを目的 とす る漁業	小沼十五 及川強	三号)第六 条に規定 する漁業
--	---	-------------	-----------------------

○宮城県告示第七百三十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十七年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛(黒毛和種)

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

栗原市

五 発生年月日

平成二十七年七月十三日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第七百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四六号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
大崎市鹿島台長字内ノ浦四〇〇番二地先から	同市鹿島台木間塚字出町三四番一地先まで	前	後
敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	一・二・四 四・八・五	一・二・四 五・三・〇
四、〇七〇・〇	四、〇七〇・〇	四、〇七〇・〇	四、〇七〇・〇

○宮城県告示第七百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

平成二十七年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四六号	大崎市鹿島台長字内ノ浦四〇〇番二地先から同市鹿島台木間塚字出町三四番一地先まで	平成二十七年七月二十四日

○宮城県告示第七百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十七年七月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項に関する事	縦覧場所
中ノ目東沢	土石流	石巻市小船越字山畑、字大待井、字山根	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮

八幡沢	土石流	石巻市相野谷字旧屋敷、字裏山、字今泉前
吉浜の沢	土石流	石巻市北上町十三浜字吉浜、字滝入
箕輪	急傾斜地の崩壊	石巻市大瓜字箕輪、字内亀山、字上台、字下台、字夷ノ木
飯野川	急傾斜地の崩壊	石巻市相野谷字旧屋敷、字旧会所前、字旧会所脇
大森の1	急傾斜地の崩壊	石巻市大森字大平、三輪田字尾崎前、字尾崎前内田
山下東	急傾斜地の崩壊	石巻市鹿又字山下東
瓦山の1	急傾斜地の崩壊	石巻市須江字瓦山
折立の3	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字折立入、字日影山
町の1	急傾斜地の崩壊	石巻市福地字町
長山	急傾斜地の崩壊	石巻市広測字長山
長山の2	急傾斜地の崩壊	石巻市広測字長山
表沢の2	急傾斜地の崩壊	石巻市北村字暮ヶ崎一
吉浜の6	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字吉浜、字滝入
大島の2	急傾斜地の崩壊	東松島市大塩字大島沖下

宮城県東部土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第七百三十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十七年七月二十四日

一 組合の名称  
村田町小谷地土地区画整理組合

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 事務所の所在地

柴田郡村田町大字村田字迫六番地

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

平成二十七年七月十七日

○宮城県告示第七百四十号

黒沢尻用水路土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十七年七月十五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年七月二十四日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 高 橋 総一郎

○宮城県告示第七百四十一号

北上川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十七年七月十六日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年七月二十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木 毅

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年七月二十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市大曲字筒場六十八番三、八十八番四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東松島市大曲字筒場八十八番地

武田 かつ子

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十七年七月二十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
気仙沼市所沢二番十六の一部、三番一の一部、五番六、五番七、六番一の一部、六番二、七番の一部、九番二の一部、二番十六地先の道、三番一地先の水

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

気仙沼市潮見町六番二十五号  
足利 喜恵子

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十七年七月二十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
気仙沼市松川二百九十九番、三百番、三百一、三百二番、三百三番一、三百四番一、三百五番、三百六番、三百七番、三百八番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都千代田区飯田橋三丁目十三番一号  
大和ハウス工業株式会社東京本店  
支配人 芳井 敬一

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十二号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年七月二十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二特別養護老人ホーム杜の里の項中「特別養護老人ホーム杜の里」を「特別養護老人ホーム成仁杜の里仙台」に、「同 市若林区三本塚字権太一〇一番地」を「同 市若林区荒井字広瀬東四三番地一（三七B一L）」に、「ケアハウスハートフル仙台の項中「ケアハウスハートフル仙台」を「ケアハウス千年の杜仙台」に、「同 市若林区三本塚字権太一〇一番地」を「同 市若林区荒井字広瀬東四三番地一（三七B一L）」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年七月二十四日から施行する。

監査委員

○宮城県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年7月24日

宮城県監査委員 安 部 孝  
宮城県監査委員 ゆ き み ゆ き  
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子  
宮城県監査委員 成 田 由 加 里

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

大 泉 裕 一 仙台市青葉区上杉4丁目6番24号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成27年7月27日から平成28年3月31日まで